平成２４年（フ）第６６４４号
東京都世田谷区宮坂１丁目10―11
破産者　田中　　裕
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５２号
千葉県成田市中台３丁目４－８―102
破産者　木村　利恵
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７０１号
東京都江戸川区本一色２丁目７―12　カトウ第１ハイツ103
破産者　金　　紅蘭
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７３７号
東京都品川区西中延２丁目４―13　こずえ荘Ａ号
破産者　小塚　昭男
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７６５号
埼玉県三郷市三郷１丁目30―５―502、住民票上の住所東京都新宿区新宿６丁目２―14―Ｂ―305
破産者　皆川　啓子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３３号
札幌市豊平区平岸６条13丁目７番12
破産者　株式会社ニッケンサービス
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２号
青森県弘前市大字土堂字長瀬350番地６
破産者　有限会社ボディーワークス
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９６号
茨城県日立市西成沢町２丁目26番17号
破産者　有限会社綾部工務店
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３９４６号
東京都豊島区西池袋３丁目８番１号
破産者　株式会社グーディッシュ
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９４７号
東京都港区麻布十番３丁目２－７―502、開始決定時の住所東京都渋谷区神南１丁目13―８―1503
破産者　堤　　龍司
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７号
神奈川県横浜市中区本牧宮原６－３―508
破産者　大沼　美佳
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３９号
東京都中央区京橋２丁目５番４号
破産者　ティーシー興産株式会社
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４０号
神奈川県鎌倉市岡本２―10―18、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目24―８―101
破産者　會澤　正孝
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３５号
堺市美原区平尾2378番地２
破産者　株式会社メディカルエキスプレス関西
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
大分市花高松２丁目４番10号
破産者　大千産業有限会社
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８７号
東京都立川市曙町３丁目49番12号
破産者　篠原　孝広
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３８８号
東京都立川市曙町３丁目49番12号
破産者　篠原　友子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１７号
東京都東大和市奈良橋５丁目797番地の80
破産者　株式会社サイモ
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１８号
東京都東大和市清水６丁目1176番地の７清水コーポＣ―101
破産者　齋藤　　茂
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０８号
静岡市葵区東千代田１丁目19番12号
破産者　有限会社おしゃれショップマルゼン
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１号
山口市湯田温泉４丁目３番15号
破産者　有限会社むつみ
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県出水市高尾野町大久保992番地２グリーンハウス11号、前住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目11番13号
破産者　岩元　竹子
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係